⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①、③　第１号２⑹①、③に同じ。

②　１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、㋐、㋑は同一工事でなくてもよい。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

３　総合評価に関する事項

⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ。

⑵　総合評価の方法

①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として「深層混合処理工法による地盤改良を確実に行うための具体的な配慮事項」

㋑、㋒　第１号３⑵②㋑、㋒に同じ。

⑤　②㋐の「深層混合処理工法による地盤改良を確実に行うための具体的な配慮事項」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑷　⑵②㋐「深層混合処理工法による地盤改良を確実に行うための具体的な配慮事項」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

４　入札手続等

⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①、②　第１号４⑹①、②に同じ。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成25年１月18日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成25年１月23日13時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

５　第１号５に同じ。

６　Summary

⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹　The same with notice above (No. 1).

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Construction work of the Sagami-Jukan Sumida-Mitsukurisan area improvement.

○第４号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中部横断椿根地区トンネル工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　山梨県南巨摩郡南部町椿根地先

⑷　工事内容　工事延長Ｌ＝約670m　椿根第２トンネル　ＮＡＴＭ工法（内空面積約76㎡）掘削・支保工　Ｌ＝約120m　掘削補助工　１式　覆工　Ｌ＝約120m　インバート　Ｌ＝約130m　坑門工　２箇所　椿根第１トンネル　ＮＡＴＭ工法（内空面積約76㎡）掘削・支保工　Ｌ＝約380m　覆工　Ｌ＝約380m　インバート　Ｌ＝約250m　坑門工　２箇所　原戸川橋　下部工　橋台　２基　橋脚　１基　仮設工　仮橋・仮桟橋工　１式　仮設工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成28年３月25日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約9,600㎥、鉄筋　約370ｔ

⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「椿根第２トンネル直上に設置されている鉄塔の沈下許容値を満足するための具体的配慮事項」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻～⑿、⒁～⒆　第３号１⑺～⑾、⒀～⒅に同じ。

⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。

２　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年10月19日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から中部横断椿根地区トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①、②、⑥～⑨　第３号２⑴、⑵、⑹、⑻、⑼、⑾に同じ。

③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　ＮＡＴＭ工法による道路又は鉄道トンネルであること。

㋑　トンネル内空面積（覆工後の内空面積）が70㎡以上、かつ同一トンネルにおいて掘削延長が200m以上の工事であること。

ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐、下記㋒の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、下記㋒は同一工事であること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐、下記㋒の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、下記㋒は同一工事であること。